

広島県告示第九百七号

海岸法（昭和三十一年法律第一百一号）第三条第一項の規定によって指定した次の海岸保全区域を廃止する。

令和二年八月十三日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 昭和三十三年広島県告示第六百四十三号で指定した海岸保全区域のうち、次の海岸保全区域

海岸名

立花漁港海岸

二 昭和三十八年広島県告示第八百十七号で指定した海岸保全区域のうち、次の海岸保全区域

海岸名

立花漁港海岸